

○岩出市ウェブサイトの広告掲載に関する取扱要領

平成20年6月1日

告示第112号

改正 平成24年3月1日告示第46号

平成30年3月22日告示第59号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この告示は、岩出市広告掲載要綱(平成20年岩出市告示第110号。以下「要綱」という。)第8条の規定に基づき、市ウェブサイト(以下「ウェブサイト」という。)に掲載するバナー広告(以下「広告」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(平30告示59・一部改正)

(広告の規格及び掲載位置)

第2条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) バナー画像のサイズは、1枠当たり縦60ピクセル×横150ピクセル、2枠を1つの広告とする場合は縦120ピクセル×横150ピクセル、3枠を1つの広告とする場合は縦180ピクセル×横150ピクセルとし、データ容量は15KB以下とすること。

(2) 形式はGIF又はPNG形式とすること。

(3) アニメーションは可とするが、部分的なものも含め点滅しないものとする。

2 広告の掲載位置はウェブサイトのトップページとし、当該ページ内での掲載位置は市長公室が決定する。

3 広告は、前項に規定する位置内で、アクセスごとに表示順がランダムで移動するものとする。

(平30告示59・一部改正)

(広告の掲載枠数)

第3条 広告の掲載枠数は、最大10枠までとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1月を単位とし、最長1年間とする。

2 広告の掲載開始及び終了日は、月の初日から掲載を開始し、月の末日に掲載を終了するものとする。

3 広告の掲載期間中に市の都合によりウェブサイトを休止した期間が生じた場合は、掲載されなかった時間数を24で除して得た日数（この場合において、小数点以下の端数は切り上げるものとする。）を掲載延長するものとする。

（平24告示46・平30告示59・一部改正）

（広告掲載料）

第5条 広告掲載料は、1枠月額10,000円とする。ただし、6月以上継続して申し込みをする場合は、1枠月額8,000円とする。

2 第2条第1項第1号に規定する2枠を1つの広告とする場合の広告掲載料は、1枠の倍とし、3枠を1つの広告とする場合の広告掲載料は、1枠の3倍とする。

（平30告示59・一部改正）

（広告の申込み）

第6条 ウェブサイトに広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、掲載を希望する月の1月前までに広告掲載申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 広告の申込みは、1広告主につき1広告、3枠までとする。

（平30告示59・一部改正）

（広告掲載の決定）

第7条 市長は、前条第1項に規定する広告掲載申込書の提出を受付したときは、速やかに掲載の可否を決定し、広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により広告主に通知するものとする。

（平30告示59・一部改正）

（広告掲載料の納入）

第8条 広告主は、掲載決定後指定する期日までに広告掲載料を全額納入するものとする。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第9条 前条の規定による既納の広告掲載料は、還付しない。

(平30告示59・一部改正)

(広告の版下)

第10条 広告の版下に関する一切の費用及び責任は、広告主が負うものとする。

(広告主の届出義務)

第11条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載内容変更届(様式第3号)により、速やかに市長に届出しなければならない。

(1) 広告を差し替えるとき。

(2) リンク先のアドレスを変更するとき。

(3) リンク先に障害等が発生したとき。

(4) 前3号に規定するもののほか、広告掲載申込書又は添付書類の記載内容等に変更があったとき。

(平30告示59・一部改正)

(広告掲載の中止)

第12条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先の内容等が要綱第3条第2項の規定に違反しているときは、広告の掲載期間中であっても、市長は、広告主への催告その他の手続きを経ることなく、その掲載を中止することができる。

(平30告示59・全改)

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年6月1日から施行する。

(岩出市ホームページ有料広告掲載取扱要領の廃止)

2 岩出市ホームページ有料広告掲載取扱要領(平成19年岩出市告示第66号)は、廃止する。

附 則（平成 24 年 3 月 1 日告示第 46 号）

この告示は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 22 日告示第 59 号）

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 3 年 8 月 10 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

岩出市長 様

(申込者)
所在地
名称
代表者名
TEL
FAX
e-mail

広告掲載申込書

岩出市ウェブサイトの広告掲載に関する取扱要領第6条第1項の規定に基づき、
下記のとおり申し込みします。

記

1. 広告枠数 _____ 枠
2. 掲載希望期間
_____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで (_____ ヶ月間)
3. 広告原稿 _____ 別添のとおり
4. リンク先URL _____
5. 承諾事項
 - (1) 各種法令及び岩出市広告掲載要綱の規定を遵守し、実施に当たっては市の指示に従います。
 - (2) 市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

様

岩出市長 印

広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 広告掲載の可否 可 ・ 否

2. 掲載内容等
掲載希望期間
_____年 _____月から _____年 _____月まで(_____ヶ月間)
広告掲載料 _____円

3. 掲載条件
岩出市広告掲載要綱及び広告掲載申込書承諾事項に従うこと。

4. 掲載しない場合の理由

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

岩出市長 様

(届出者)
所在地
名称
代表者名
TEL
FAX
e-mail

広告掲載内容変更届

年 月 日付けにて決定のありました岩出市ウェブサイトへのバナー広告の掲載内容が下記のとおり変更となりますので、岩出市ウェブサイトの広告掲載に関する取扱要領第11条の規定により届出します。

記

区 分	変更後の内容等
1 広告の差替え	更新日 年 月 日から
2 リンク先の変更	更新日 年 月 日から
3 リンク先に障害等が発生	障害等発生日 年 月 日 障害等復旧日(予定日) 年 月 日

様式第1号（第6条関係）

（平30告示59・全改）

様式第2号（第7条関係）

（平24告示46・全改）

様式第3号（第11条関係）

（平30告示59・全改）